

## 「年金時代の到来」から50年——スライド制導入をめぐる

福祉元年（1973年）の改革のなかでは、老人医療費無料化のように功罪相半ばするものもあるが、高額療養費制度の創設、年金額の価値維持のためのスライド制の導入は、社会保障の機能を強化し、制度への信頼を高める画期的な意義をもつ改正であった。このうち、スライド制の導入に伴って必然化した厚生年金基金制度の改正については、今ではほとんど語られることはないので、当時の事情について記しておきたい。

皆年金達成後、インフレを伴う急激な経済成長を背景に、65年の1万円年金、69年の2万円年金への改定を経て、71年には財政再計算を待たず緊急措置として、物価上昇等に応じた年金額の改定を行っていた。しかしそれでも、改定は遅れがちで、関係審議会ではスライド制の導入を求める声が高まっていた。海外をみても、当時すでにヨーロッパ諸国はスライド制を取り入れており、遅れていたアメリカも72年からスライド制を導入するなど、経済変動に対応した年金額の自動調整装置を組み込むことが国際的な趨勢になっていた。

こうして導入されたスライド制は、財政再計算期の政策改定では、被保険者期間中の標準報酬の現在水準への再評価（賃金スライド）を行い、次の政策改定までの間は、消費者物価指数が単年度または複数年度間で5%を超えて上昇した場合に、それに応じて自動的に年金額を改定するものであった。

スライド制の導入に当たっては、65年改正により66年から実施された厚生年金基金制度の見直しが不可避であった。基金制度創設の際には、退職金・企業年金との調整の是非のほか、イギリスをモデルとする適用除外方式と健康保険組合をモデルとした代行方式の議論があったが、最終的には各界の合意を得て代行方式が採用された。そして、所得再分配の要素のない報酬比例部分に限って、その全部を基金に代行させ、あわせてプラスアルファの支給を義務付けた。一方、厚生年金は修正積立の財政方式を採用していたから、スライド制の導入など報酬比例部分の本格的な価値維持策を導入すれば、これを完全積立方式の基金が全面的に代行することは不可能である。そういう制約があるなかで、基金制度発足後の69年、71年の改正では定額部分の改定を基本とし、69年改正による報酬比例部分の見直しでは基金発足前の52年10月前の報酬切り捨てと1万円未満の報酬の1万円への読み替えにとどめ、基金への影響を回避していた。しかし、そのような改正をいつまでも続けるわけにはいかない。

これは当初から自明のことであった。基金制度存続の可能性について、年金局幹部の間では10年説や20年説があったというから、経済界からの要請に対する暫定措置としての「調整年金」であったことになる。実際に、73年改正後の基金制度では、スライド改定部分は代行の対象外となり、将来に向けて代行部分の比重は大きく低下することになった。さらにその後、資産の運用悪化などにより代行部分の積立が不足する代行割れが問題化したことから、2014年からは新規の設立は認めないこととし、既存の基金についても他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行い、基金制度を実質的に廃止したのである。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

